

訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ③

「医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援」の給付金支給にあたっては、**令和8年3月1日までに「訪問看護ベースアップ評価料」の届け出が必要です！**

3. 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されています

1. 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
2. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

・給付金支給額：1施設あたり22.8万円

・対象：令和8年3月1日時点で「訪問看護ベースアップ評価料」を届け出ている施設

厚生労働省の
実施要綱
(R8/1/26発出) は
こちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001643278.pdf>

3月1日

ベースアップ評価料届出期限

令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
本事業の支給額を活用した対象職員のベースアップ（※）の実施 （※）基本給又は決まって毎月支払われる手当						当該ベースアップ（※）の 水準を維持又は拡大		
						実績報告		

※給付金は全額賃金改善に充てる必要があります。

※賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までの間に対象職員に支給することが可能ですが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行う必要があります。

訪問看護ベースアップ評価料の届け出がお済みでない場合は、3月1日までに届け出をお願いします。
訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、交付要綱等をご確認の上、ご準備ください。